

1 県 税 税 率 等 の 変 遷

税目		年度	昭和28	29	30	31	32	33	34	37	39	40	41	42	45	46	47	48	49	50	51
県 税	民 税	率	個 人	(創設) 均等割 年 100円 所得割 所得税額の 5%		所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 150万円 以下 2% 150万円 超 4%											均等割標準税 率 年額 300円
			法 人	(創設) 均等割 年 600円 法人税割 法人税額の 5%	法人税割 5.4%						法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 資本の額が 千万円超の 法人及び保 険業法に基 づく相互会 社 年 1000円 上記法人以 外の法人等 年 600円	法人税割 5.6%			法人税割 5.2% 超過税率 6.2%	均等割 標準税率 (1)資本の金額又は出資金 額が1億円を超える法人 年額 6,000円 (2)資本の金額又は出資金 額が1千万円を超え1億 円以下の法人 年額 3,000円 (3)資本の金額又は出資金 額が1千万円以下の法人 等 年額 1,800円			
事 業 税	個 人	事 業 除 主 額	基礎控除 年5万円	基礎控除 年7万円	基礎控除 年10万円	基礎控除 年12万円			基礎控除 年20万円	事業主控除 と名称変更	年22万円	年24万円	年25万円	年27万円	年32万円	年36万円	年60万円	年80万円	年150万円	年180万円	年200万円
		税 率		第1種事業 8% 第2種事業 及び第3種 事業 6% 助産婦業等 4%			第1種事業 課税所得 年 50万円 以下 6% 年 50万円 超 8%			第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%									制限税率 標準税率 の1.1倍		
		そ の 他		特別所得税 を事業税の 第3種事業 とした。																	
	法 人	税 率		普通法人 年 50万円 以下 10% 年 50万円 超及び清算 所得 12% 収入金額課 税法人 1.5%			普通法人 年 50万円 以下 8% 年100万円 以下 10% 年100万円 超及び清算 所得 12%		普通法人 年 50万円 以下 7% 年100万円 以下 8% 年200万円 以下 10% 年200万円 超及び清算 所得 12% 特別法人 年100万円 以下 6% 年150万円 超及び清算 所得 8%	普通法人 年100万円 以下 6% 年200万円 以下 9% 年300万円 超及び清算 所得 12% 特別法人 年150万円 以下 6% 年150万円 超及び清算 所得 8%								普通法人 年 350万円 以下 6% 年 350万円 超 700万円 以下 9% 年 700万円 超及び清算 所得 12% 特別法人 年 350万円 以下 6% 年 350万円 超及び清算 所得 8%	制限税率 標準税率 の1.1倍		
		そ の 他		生命保険事 業を収入金 額課税とし た。	損害保険事 業を収入金 額課税とし た。			地方鉄道軌 道事業を所 得課税とし た。			(免税点) 土地 5万円 建築家屋 15万円 その他家屋 8万円				分割法人の 分割基準を改 正し、製造業 以外の法人で 資本又は出 資の金額が1 億円以上のも のについても 本社の従業 員の数を2分 の1とする。			(免税点) 土地 10万円 建築家屋 23万円 その他家屋 12万円 (控除) 新築住宅控除 230万円			新築住宅控除 350万円
不動産取得税																					
県たばこ税 (県たばこ 消費税)				(創設) 税率 5 115		税率 8%				税率 9% 課税標準の 改正 新築住宅控 除 150万円				税率 10.3%	課税標準算 定の基礎と なる額 3円83銭3厘	課税標準算 定の基礎と なる額 3円95銭5厘	課税標準算 定の基礎と なる額 4円9銭4厘	課税標準算 定の基礎と なる額 4円20銭6厘	課税標準算 定の基礎と なる額 4円33銭1厘	課税標準算 定の基礎と なる額 4円43銭7厘	課税標準算 定の基礎と なる額 4円67銭4厘

[illegible]

年度		18	19	20	21	22	23	24
県民税率	税目	恒久的減税の廃止 老齢者控除の廃止 65歳以上の者のうち前年の合所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置廃止	所得割4% (平成19年度分以降の個人住民税について適用)					16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の廃止 16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分の廃止 森林環境税の導入 (均等割超過税率 年額500円)
	個人							森林環境税の導入 均等割超過税率 (平成24年4月1日以後に終了する事業年度から適用) (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 40,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 27,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 6,500円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 2,500円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 1,000円
	法人							
	利子割							
	配当割							
	株主等所得割							
	事業除主額							
事業税率	個人							
	税率							
	その他							
	法人			法人事業税の所得割及び収入割の税率の引下げ (地方法人特別税の創設により、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用)		清算所得課税の廃止 (平成22年10月1日以後に解散した法人に適用)		
	税率			[普通法人] 年400万円以下 2.7% 年400万円超800万円以下 4% 年800万円超及び清算所得 5.3% [特別法人] 年400万円以下 2.7% 年400万円超及び清算所得 3.6% [収入金課税法人] 0.7% [外形標準課税法人] 付加価値割 0.48%(変更なし) 資本割 0.2%(変更なし) 所得割 年400万円以下 1.5% 年400万円超800万円以下 2.2% 年800万円超及び清算所得 2.9%		[普通法人] 年400万円以下 2.7% 年400万円超800万円以下 4% 年800万円超 5.3% [特別法人] 年400万円以下 2.7% 年400万円超 3.6% [収入金課税法人] 0.7% [外形標準課税法人] 付加価値割 0.48%(変更なし) 資本割 0.2%(変更なし) 所得割 年400万円以下 1.5% 年400万円超800万円以下 2.2%		
	その他							
不動産取得税		・土地又は住宅の取得に係る税率等の特例を3年間延長 (H21.3.31まで3%) ・住宅以外の家屋 (H20.3.31まで3.5%)	・住宅以外の家屋 (H20.4.1～ 4%)		土地又は住宅の取得に係る税率等の特例を3年間延長 (H24.3.31まで3%)			土地又は住宅の取得に係る税率等の特例を3年間延長 (H27.3.31まで3%)
〔県たばこ税 県たばこ消費税〕		1,000本につき 1,074円 (旧3級品については 511円) H18.7.1～				1,000本につき1,504円 (旧3級品については、1,000本につき716円) H22.10.1～		・H26.4.1から適用 消費税の17/63 〔消費税に換算すると1.7%に相当〕 ・H27.10.1から適用予定 消費税の22/78 〔消費税に換算すると2.2%に相当〕
地方消費税								

税目		年度	25	26	27	28	29	30	令和元	
県民税率	個人			均等割の税率 年額1,500円 (平成26年度から平成35年度までの10年間に限る)	ふるさと納税の特例控除額の拡充 ふるさと納税のワンストップ特例の導入					
	法人			地方法人税(国税)の新設に伴う法人税割の税率の引下げ (平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用) 法人税割 3.2% 超過税率 4.0%					法人税割について、税率の引下げ (令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用) 法人税割 1.0% 超過税率 1.8%	
	利子割				法人にかかる利子割の廃止(平成28年1月1日以後) 特定公社債等の利子等を利子割の課税対象から除外し配当割の課税対象(平成28年1月1日以後)					
	配当割		NISA(少額投資非課税制度)導入		特定公社債等の利子等を利子割の課税対象から除外し配当割の課税対象(平成28年1月1日以後)	ジュニアNISA(未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当割所得及び譲渡所得等の非課税措置)導入(平成28年4月1日～)	積立NISA(年間投資上限額40万円、非課税期間20年)導入(平成30年1月1日～)			
	株式所得課税		NISA(少額投資非課税制度)導入			ジュニアNISA(未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当割所得及び譲渡所得等の非課税措置)導入(平成28年4月1日～)	積立NISA(年間投資上限額40万円、非課税期間20年)導入(平成30年1月1日～)			
	事業主税	事業主税								
事業税率	個人	事業主税								
	個人	税率								
	個人	その他								
	法人	税率		地方法人特別税の規模縮小に伴う法人事業税の所得割及び収入割の税率の引上げ (平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用) 【普通法人】 年400万円以下 3.4% 年400万円超800万円以下 5.1% 年800万円超 6.7% 【特別法人】 年400万円以下 3.4% 年400万円超 4.6% 【外形標準課税法人】 付加価値割 0.48%(変更なし) 資本割 0.2%(変更なし) 所得割 2.2% 年400万円以下 3.2% 年400万円超800万円以下	外形標準課税法人について、外形標準課税の税率の引上げ及び見合いの所得割の税率の引下げ (平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用) 【外形標準課税法人】 付加価値割 0.72% 資本割 0.3% 所得割 1.6% 年400万円以下 2.3% 年800万円超 3.1% 【収入金課税法人】 0.9%	外形標準課税法人について、外形標準課税の税率の引上げ及び見合いの所得割の税率の引下げ (平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用) 【外形標準課税法人】 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 所得割 0.3% 年400万円以下 0.5% 年800万円超 0.7%		法人事業税の所得割及び収入割について、税率の引上げ (令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用) 【普通法人】 年400万円以下 3.5% 年400万円超800万円以下 5.3% 年800万円超 7.0% 【特別法人】 年400万円以下 3.5% 年400万円超 4.9% 【外形標準課税法人】 付加価値割 1.2%(変更なし) 資本割 0.5%(変更なし) 所得割 1.0% 年400万円以下 0.4% 年400万円超800万円以下 0.7% 年800万円超 1.0% 【収入金課税法人】 1.0%		
	法人	その他								
	不動産取得税					土地又は住宅の取得に係る税率等の特例を3年間延長 (H30.3.31まで3%)			土地又は住宅の取得に係る税率等の特例を3年間延長 (R3.3.31まで3%)	
紙タバコ 紙タバコ 消費税			1,000本につき860円 (旧3紙品については、1,000本につき411円) H25.4.1～			紙巻たばこ3紙品について、1,000本につき481円 H28.4.1～	紙巻たばこ3紙品について、1,000本につき551円 H29.4.1～	紙巻たばこ3紙品について、1,000本につき656円(H30.4.1～) 3紙品以外の紙巻たばこについて、1,000本につき930円 (H30.10.1～)	紙巻たばこについて、1,000本につき930円(R元.10.1～)	
地方消費税				消費税率の引上げ(8%→10%)時期を 平成27年10月1日から平成29年4月1日へ延長 ・H29.4.1から適用予定 消費税の22/78 〔消費税に換算すると2.2%に相当〕		消費税率の引上げ(8%→10%)時期を 平成29年4月1日から令和元年10月1日へ延長 ・R元.10.1から適用 消費税の22/78 〔消費税に換算すると2.2%に相当〕		消費税率引上げと同時に酒類・外食を除く飲食料品などを対象に軽減税率制度を導入 ・R元.10.1から適用 消費税の22/78 〔消費税率に換算すると2.2%に相当〕 〔軽減税率の場合、消費税率に換算すると1.76%に相当〕		

税目		年度	2	3	4	5
県民税率	税率	個人				
		法人				
		利子割				
		配当割				
		株式所得割				
事業税率	税率	事業除主額				
		税率				
		その他				
		法人	収入金課税法人のうち、電気供給業(小売電気事業及び発電事業に限る。)に係る法人事業税の課税方式の改正(令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用) ① ②以外の法人 収入割 0.75% 所得割 1.85% ② 各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人 収入割 0.75% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%	収入金課税法人のうち、電気供給業(特定卸供給事業に限る。)に係る法人事業税の課税方式の改正(令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用) ① ②以外の法人 収入割 0.75% 所得割 1.85% ② 各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人 収入割 0.75% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%	外形標準課税法人の所得割の軽減税率の廃止(令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用) [外形標準課税法人] 付加価値割 1.2%(変更なし) 資本割 0.5%(変更なし) 所得割 1.0% *収入金課税法人のうち、ガス供給業(特定ガス供給事業に限る。)に係る法人事業税の課税方式の改正(令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用) [ガス供給業(特定ガス供給業)を行う法人] 収入割 0.48% 付加価値割 0.77% 資本割 0.32%	
		その他				
不動産取得税			土地又は住宅の取得に係る税率等の特例を3年間延長(R6.3.31まで3%)	土地又は住宅の取得に係る税率等の特例を3年間延長(R6.3.31まで3%)	土地又は住宅の取得に係る税率等の特例を3年間延長(R9.3.31まで3%)	
県たばこ税 県たばこ消費税			紙巻たばこについて、1,000本につき1,000円(R2.10.1～)	紙巻たばこについて、1,000本につき1,070円(R3.10.1～)		
地方消費税						